

>>>> 特別寄稿

災害廃棄物対策の現状について

環境省 環境再生・資源循環局
災害廃棄物対策室長 筒井 誠二



1. はじめに

近年、全国各地で地震や水害等が頻発し、昨年も3月の福島県沖を震源とする地震をはじめ、8月3日からの大雨、9月の台風第14号、第15号など、全国各地で自然災害による大きな被害が発生しました。被災地の皆様に改めてお見舞い申し上げます。また、災害廃棄物の処理等に御協力いただきました関係者の皆様に、改めて感謝申し上げます。

環境省では、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に進むよう、発災直後から被災現地に職員や専門家を派遣し、各地の自治体や一般廃棄物処理団体、民間事業者等に御協力をいただきながら、早期の復旧・復興に向け、被災自治体と連携して最大限支援を行っています。また、平時の備えを一層充実すべく、自治体による災害廃棄物処理計画の策定及び改定の支援や国、地方自治体、関係機関等との連携協力の促進など、災害に強い廃棄物処理体制の構築に向けた取組を進めています。

本稿では、令和4年8月3日からの大雨や台風第14号、第15号における環境省の対応を概説した上で、今後の災害廃棄物対策についてお示しします。

2. 近年の自然災害における対応

(1) 令和4年8月3日からの大雨における対応

令和4年8月3日から8月6日にかけて日本海から東北地方・北陸地方にのびる前線の影響で、北海道地方や東北地方及び北陸地方を中心に大雨となり、3日から4日にかけては複数の地点で24時間降水量が観測史上1位の値を更新するなど、青森県、山形県、福島県、新潟県、石川県、福井県で記録的な大雨となりました。この大雨により、51水系132河川で氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により2名の死者のほか、7,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となりました（令和4年11月1日時点）。

環境省はこの災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、8月4日から職員のべ80人・日を1道8県24市町村に派遣して仮置場の運営にかかる技術的支援等を行ったほか、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員のべ20人・日が4県5市町村に、D.Waste-Netの専門家のべ8人・日が被災現地に入り、災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成の支援等を実施しました。

当該災害への対応状況等については、環境省ホームページに掲載していますので、適宜御参照ください。

<参考資料>

令和4年8月3日から大雨について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r04_suigai/

(2) 令和4年台風第14号、台風第15号における対応

令和4年9月14日03時に小笠原近海で発生した台風第14号は、18日19時頃に非常に強い勢力で鹿児島市付近に上陸し、19日朝にかけて九州を縦断、九州を中心に西日本で記録的な大雨や暴風となりました。また、台風第15号は、9月23日09時に室戸岬の南約300キロで発生後、北東進し、近畿地方や東海地方に接近し、静岡県や愛知県で記録的な大雨となりました。

これらの台風により、河川で氾濫が相次いだほか、土砂災害、低地の浸水等により、あわせて8名の死者のほか、1万5,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となっています（令和4年11月2日13:00時点）。

環境省はこれらの災害によって生じた災害廃

棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、被害の程度に応じて、被災自治体に対して、職員のべ88人・日を3県14市町へ派遣したほか、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）の支援員のべ8人・日やD.Waste-Netの専門家のべ27人・日が静岡県の被災現地入りし、きめ細かい技術的支援や、災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成の支援等を実施しました。また、台風第15号では、静岡県内外の14自治体からの収集運搬支援や人的支援が行われたほか、関係機関等との連携の一環として、陸上自衛隊による市内集積所から仮置場への災害廃棄物撤去支援が実施されました。

当該災害への対応状況等については、環境省ホームページに掲載しているので、適宜御参照ください。

<参考資料>

令和4年台風第14号による災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r04_typhoon14/

令和4年台風第15号による災害廃棄物対策について

http://kouikishori.env.go.jp/archive/r04_typhoon15/

■ 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）及び関係機関（防衛省自衛隊、JVODなど）と連携し、市町村への支援を実施。

環境省による現地支援（令和4年12月8日時点）

地方環境事務所職員等 現地支援	D.Waste-Net 現地支援	災害廃棄物処理 支援員制度 （人材バンク）
- 派遣人数：のべ73名・日 - 派遣期間：9月26日～ - 派遣先：静岡県7市町 - 内容：現場の状況確認及び仮置場の適切な運用や処理先の確保に関する技術的助言等	- 派遣人数：のべ27名・日 - 派遣期間：10月4日～14日 - 派遣先：静岡市 - 内容：災害廃棄物の発生状況等についての現地調査・状況整理、災害廃棄物発生量の推計等	- 派遣人数：のべ8名・日 - 支援自治体：栃木市 - 支援期間：10月24日～31日 - 支援先：川根本町

他自治体・関係機関による現地支援

他自治体から静岡市への現地支援	陸上自衛隊	補助金に関する WEB説明会
① 人的支援 10月1日から熊本市職員3名が事務支援 ② 収集運搬支援（10月5日～） （県内）富士市、富士宮市、沼津市、伊豆市、伊豆の国市、伊東市、掛川市、裾野市 （県外）名古屋、横浜市、川崎市、熊本市、港区、佐野市	10月2日（日）～3日（月）に、第34普通科連隊の隊員約130名、車両7台の態勢で、静岡市内の集積所2カ所から仮置場への災害廃棄物の撤去支援を実施。	- 実施期間：10月4日 - 実施先：静岡県内市町村  10月4日

図1 令和4年台風第15号における環境省等の取組（災害廃棄物）

3. 廃棄物処理法及び災害対策基本法の改正等

東日本大震災や近年の災害における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行っています（平成 27 年 8 月 6 日施行）。

(1) 廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正としては、以下の各項目に関する関連規定を整備しています。

①平時の備えの強化

- (a) 災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化
- (b) 国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化
- (c) 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

②非常災害時の廃棄物処理の特例

- (a) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例
- (b) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例
- (c) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例
- (d) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）
- (e) 非常災害時等における一般廃棄物処理業に係る許可の特例（※令和 2 年施行規則改正）

(2) 災害対策基本法

災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備しています。

指針の策定については、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止すること

が特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとしています。

環境大臣による廃棄物処理の代行については、それまで特別措置法で規定していたものを、大規模な災害が起こった場合、被災市町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をする特例措置について、規定を追加しています。

4. 自治体の災害廃棄物対策に対する各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物の処理に関する計画の策定

近年、毎年のように全国各地で大規模な災害が起きており、災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画（発災時に備え各自治体において対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）の策定等、事前の備えを進めておくことの重要性が示されています。

市区町村の災害廃棄物処理計画の策定率は徐々に上昇してきています（都道府県：100%、市区町村：72%（令和 4 年 3 月末時点））が、計画未策定自治体における早急な計画策定、及び既策定計画の改定による実効性の向上が課題となっており、モデル事業等による支援を進めています。

(2) 災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となることから、各自治体に対し平時の備えとして、災害時

において一般廃棄物処理事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映する等の継続的な取組をお願いしています。

<参考資料>

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H28tebiki.pdf>

(3) 地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策の強化のため、地方環境事務所が中心となり全国8つの地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めています。セミナー等の開催、災害廃棄物処理計画の策定支援などとともに、現在、全ての地域ブロックにおいて災害廃棄物対策行動計画を策定しており、令和元年台風第15号及び第19号においては、関東地方及び中部地方のブロック協議会で策定した行動計画により、被災自治体への人的支援等が行われました。今後は必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定です。

(4) 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）の運用

D.Waste-Net は、国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるための人的な支援ネットワークであり、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等を構成メンバーとして平成27年9月に発足しています。

D.Waste-Net は、環境省からの協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしています。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や災害廃棄物量の推計、処理困難物等に関する技術的助言等、また、復旧・復興対応における災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画の策定支援や人材育成、防災訓練等への支援などを行うこととしています。

現在までに、平成27年9月関東・東北豪雨災害での正式発足直前からの支援活動をはじめ、大規模災害での支援活動を実施しており、最近では令和2年7月豪雨、令和3年8月の前線による大雨で支援を実施しました。令和4年も台風第15号で支援活動を展開しています。

また、平時の取組としては、平成28年度に（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」の策定が挙げられます。本ガ

D.Waste-Net 現地支援

- ・派遣人数：のべ27名・日
- ・派遣期間：10月4日～14日
- ・派遣先：静岡市
- ・内容：災害廃棄物の発生状況等についての現地調査・状況整理、災害廃棄物発生量の推計 等



図2 令和4年台風第15号におけるD.Waste-Net 現地支援の状況

イドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方をとりまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されており、自治体等で災害廃棄物対応の研修等を検討するための手引きとして、活用が望まれます。

＜参考資料＞

D.Waste-Net サイト

http://kouikishori.env.go.jp/action/d_waste_net/

(5) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）を活用した被災自治体の事務支援

災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきた事例はこれまでもある一方で、派遣できる人材を具体的に整理したものはこれまで少ない状況でした。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援してい

ただくことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定し、令和3年度より運用を開始しています。

令和3年7月1日からの大雨及び8月前線による大雨、令和4年8月3日からの大雨及び台風第15号では、新型コロナウイルス感染症対策に注意しつつ、災害廃棄物処理の経験と知見がある自治体職員を被災自治体へ派遣し、災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援や家屋解体などに関する助言等を行いました。

平時においても、「災害廃棄物処理支援員」を対象としたオンライン研修（図上演習等）などを実施しています。今後も、災害発生時の体制強化のため、人材バンク制度の発展に取り組んでいきます。

令和4年12月末日時点において、24の都道府県から68名、72の市区町村から197名、合計265名の方に災害廃棄物処理支援員として登録していただいています。また、登録内容を分析したところ、水害の経験者が最も多かった。地震の経験者が少ないため、更なる登録を呼びかけています。

派遣期間	被災自治体	支援自治体	支援内容
8月16～20日	青森県鰺ヶ沢町	神奈川県横浜市（1名）	仮置場の適切な運用に向けた助言
8月24～26日 10月13～15日	石川県小松市	長野県佐久市（1名）	災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援
8月26～28日	新潟県村上市 関川村	千葉県館山市（2名） 千葉県鋸南町（1名）	損壊家屋解体撤去支援 災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援
8月31～9月2日	福井県南越前町	長野県長野市（1名）	災害等廃棄物処理事業費補助金申請書類の作成支援



鰺ヶ沢町の支援を行う横浜市職員
※環境省撮影



小松市の支援を行う佐久市職員
※環境省撮影



村上市、関川村の支援を行う
館山市、鋸南町職員
※館山市提供

図3 令和4年8月3日からの大雨における災害廃棄物処理支援員制度(人材バンク)による支援の実績

(6) 災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧に係る財政支援（災害等廃棄物処理事業費補助金・廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金）

環境省では、災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し通常 1/2 の国庫補助を行っています。

災害等廃棄物処理については、令和 2 年度は約 80 市町村等において約 136 億円（国庫補助金ベース）、令和 3 年度は約 80 市町村等において約 87 億円（同）の予算が措置されました。

(7) 循環交付金等を活用した廃棄物処理システムの強靱化

平成 27 年度より、それまで循環型社会形成推進の観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加え、災害時の廃棄物処理システムの強靱化と地球温暖化対策の強化を前面に打ち出して支援を充実しました。

これは、廃棄物処理施設を地域の防災拠点として活用し、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物等の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとして整備することにより、廃棄物処理システムの強靱化を図ることを念頭に置いたものであり、同交付金等の活用を通じ廃棄物処理施設の強靱化・災害拠点化が図られるよう呼びかけています。

5. おわりに

今後も、特に大規模災害時におけるし尿、生活ごみ、災害廃棄物の収集・処理を適正かつ迅速・円滑に実施するため、平時からの備えとして、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化

を進めていく所存です。災害廃棄物の適正かつ迅速・円滑な処理において、一層の御尽力をいただければ幸いです。